

第十八回国会 衆議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和二十八年十二月七日(月曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 平井 義一君 理事 八木 一郎君

理事 細道 兼光君

大久保武雄君

船田 中君

高瀬 傳君

下川儀太郎君

富吉 榮二君

出席國務大臣

國務大臣

出席政府委員

保安政務次官

保安庁次長

保安庁長

官官房長

保安庁人

事局長

委員外の出席者

専門員

小關 紹夫君

十二月五日

委員松田竹千代君辭任につき、その

補欠として山村新治郎君が議長の指

名で委員に選任された。

同月七日

委員池田勇人君及び江藤夏雄君辭任

につき、その補欠として永田良吉君

及び熊谷徹一君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の會議に付した事件

保安庁職員給与法の一部を改正する

第一類第一号

法律案(内閣提出第九号)

○稻村委員長 これより内閣委員会を開会いたします。

前日に引き続き保安庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際保安庁当局より發言を求められております。これを許します。加藤人事局長。

○加藤政府委員 この際お許しを得まして、一言説明を加えさせていただきます。これは提案趣旨の説明をいたしました際に、今回の職員給与法の改正は、一般職の職員給与法の改正に対応するものであるという趣旨を申し上げてあるものであります。しかる所、昨日衆議院の人事委員会におきまして、政府案に對しまして修正を付せられました上、委員会の方で可決に相なつたのでござい

ます。その修正は、現在のごとき地域給の關係でありまして、現在の無級地を一般地にするという案でござい

ます。これは私どもの方の職員給与法の關係で申しますと、一般職の職員給与法の適用を受けておりますところの事務官等につきましては、一般職の職員給与表の当該規定を適用することとしておりますので、そのまゝこれが適用になるのでございます。政府の職員につきましては、給与の計算の際に地域給を本俸の計算の中に入れております。それが実際の勤務場所についての地域給

の實際を出しました、それを基礎として本俸計算の中に入れておるのでございます。現在無級地に勤務しておるものは約千人でございまして、これらの職員についての地域給の算定につきましては、一職職員給与法の改正がありましてほとんど關係がないという状況でありまして、この点を申しあげさせていただきます。

なお一般職の職員俸給表の方で、盲啞学校の教職員に高等学校の教職員俸給表を適用するという修正もあつたのであります。これも私どもの方には直接關係いたすところはござい

ません。

○稻村委員長 なお木村長官に對する質疑は、國政調査事件保安隊及び準備隊に關する事項について続行することといたしまして、本案についての討論、採決を行います。討論の通告があります。これを許します。平井義一君。

○平井委員 このたびの保安庁職員給与法の一部を改正する法律案に對して、自由党を代表して賛成いたします。

保安庁職員給与法は、昨年十一月の一般職の國家公務員の給与改訂と対応して定められたものでありまして、今回の改正も明年一月から行われる一般職の國家公務員の給与改訂に對するもので、さきに人事委員会における修正箇所も本法案については問題がないと思ひますので、本法案に賛成いたします。

○稻村委員長 高瀬傳君。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案に對しまして、いささか反對の意見を表すものであります。と申しますのは、実はわが党の今回の補正予算に對する党の根本的態度は、諸君御承知の通り、一昨日の本會議においてわが党代表が述べた通りであります。従いまして私どもは昭和二十九年年度の總予算の編成とにらみ合せまして、この一般職の國家公務員の俸給表を根本的に正しようとする考えを持つておりますので、今回の補正予算において、その給与法を改正することにつきましては賛成することができないのであります。

御承知のようにこの法案に盛られておりますところの期末手当、あるいは勤勉手当、これらのものについては、わが党といたしましては、原則通りいたし反對するものではありません。しかも地域給につきましては、先ほど政府委員より御説明がありました通り、無級地を一般地にするという点についてわが党は賛成をいたしております。しかしながら根本的に申しますと、いわゆる總予算の組み方が長期經濟計画に基く自立經濟體を確立しなければ、日本の再建ができないというわが党の根本の方策に従ひまして、いわゆる一般公務員のベース・アップは今回の補正予算においては決定すべきであらうという態度を持つておりますので、保安庁職員給与法の一部を改

正する法律案は、今回決定を見ることには、実は反對なのであります。しかしながら、これを全般的に改正するわれわれの原案をここに用意しておりますが、これを提出いたしましたも、御承知のように、一般職の國家公務員の俸給の改正の根本方針が本會議において決定いたしましたのであります以上、ここに改正に對するわれわれの法律案を今回提出することをやめまして、昭和二十九年年度の總予算の編成の際、わが党の立場を明らかにいたしたいと考えております。

なおつけ加えますのは、先般社委員より種々保安隊職員の給与の問題について御意見がありましたので、これらの点も加味いたしました。二十九年年度の總予算編成の際にわが党の立場を明らかにいたすことにいたしました。今回はこの審議については、いささか反對の意を表する次第であります。

○稻村委員長 細道兼光君。

○細道委員 日本社会党を代表いたします。一言意見を陳明いたします。天下周知の通り、わが党は保安庁、保安隊等の存在そのものに、根本的に反對しておるものであります。しかしながら、この法律案につきましては、勤労者の生活擁護、勤労者の生活向上を志すという見地からいたしまして、賛成の意を表するものであります。

○稻村委員長 富吉榮二君。

○富吉委員 私は日本社会党を代表して賛成をいたします。

保安庁設置法そのものには反對であ

第一類第一号 内閣委員会會議録第三号 昭和二十八年十二月七日

りますけれども、現在存在する隊員及び職員、諸君の生活改善のためには、多少足らざるをわれ／＼は感ずるものであります。他の一般公務員との関係もありまして、これに賛成いたします。

○稲村委員長 辻政信君。

○辻(政)委員 私は北海道の給与改善について、前回の委員会でもその一部だけ申し上げましたが、この機会に附帯条件をつけまして、本案に賛成するものであります。

その附帯条件とは、政府は至急北海道の特殊性にかんがみ、該地域に勤めておる人たちの給与を根本的に改めて、安心してその任務につき得るような処置を講ずる。具体的に申し上げますと一般のほかの地域に住むよりも、給与を向上し、特に下級幹部に対する官舎、これを優先的に構築をする。また石炭の配給は少くも昨年よりも増さなければいけない、庁費節減のために、食料にひとしい燃料を欠くということでは、とうていこれは忍び得ないことであります。これらの処置を大至急誠意をもつて実現されるということを条件にいたしまして、本案に賛成するものであります。

○稲村委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案を、原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお本案の委員会報告書作成については、委員長に御一任願います。

○辻(政)委員 これは木村長官にお伺

いしますが、ただいま申しました希望条件は、ほんとうに誠意をもつて実現に努めていただきたいのであります。よろしくごいいますか。

○木村國務大臣 今社委員の仰せになつたことには、しごくごつともであると思はれております。できるだけ善処したいと思ひます。

○稲村委員長 なお行政機構に關しましては、塚田長官が参議院予算委員会に出席されておりますので、次会出席をまつて調査を進めることといたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

〔参照〕

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕